



## 備品・消耗品購入の 機器購入支援金 支援を受けたい

対象：中小規模事業者（従業員100名以下）

- (1)「理容業」「美容業」「公衆浴場」「屋内運動施設（フィットネスクラブ等）」
- (2)子ども向け「学習塾」「教室・スクール（音楽教室、書道教室、英会話教室、スイミングスクール等）」「子ども食堂」

### 【支援額】

中小規模  
事業者

上限 **30万円** 1施設あたり、  
対象経費の全額

### 【支援対象事業】

令和3年9月13日以降、令和4年1月31日までに購入・設置に対する支払いが完了したもの。  
工事を要する場合の工事費用は対象外です（対象機器の購入費用は対象となります）

**備品** キャッシュレス決済・発熱確認・滅菌・手洗い・換気・接触防止等

**消耗品** 滅菌・手洗い・接触防止等

※その他、生活関連施設等感染予防強化対策機器購入に資するもので知事が認めるもの。  
（随時追加しますので、対象が迷う場合は事務局へご相談ください。）

### 対象にならないもの

感染対策が主たる目的でないもの（ハンドドライヤー・エアコン等）

※消耗品のみ購入及び役務の提供、リース、保守費用等は支援対象となりません。

※上記機器に関連する機器の購入や、機器を備え付けるために必要な費用（設置費、配送手数料、運搬費等）を含みます。※詳細な条件は「生活関連施設等感染予防対策強化事業 申請要領」をご確認ください。※支援対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額とします。  
※消耗品のみ申請はできません。

【申請期限】令和4年1月31日（月）

【お問い合わせ・提出先】**12月20日 受付開始**

オンライン申請アドレス ▶ [https://va.apollon.nta.co.jp/seikatsu\\_kanren/](https://va.apollon.nta.co.jp/seikatsu_kanren/)

### 〈メール及び郵送〉

事務局のホームページから申請書をダウンロードし、  
添付書類とともにメールまたは郵送で提出してください。（メールの場合は添付書類をPDF化）

事務局ホームページ ▶ [https://yamanashigz-sien.com/seikatsu\\_kanren/](https://yamanashigz-sien.com/seikatsu_kanren/)

提出先アドレス ▶ [yamanashisk@gmail.com](mailto:yamanashisk@gmail.com) ※送付間違いに十分ご注意ください。

事務局 ▶ 〒400-0031 甲府市丸の内2-16-1-7F



生活関連施設等感染予防対策強化事業 事務局 Tel.055-242-7020

事務局受付時間：平日10:00～17:00 年末年始（12/29～1/3）は除きます。  
※令和4年1月の土曜日（1/8、1/15、1/22、1/29）は受け付けます。

支援金・助成金を装った詐欺にご注意ください

支援金支給にあたってATM操作、手数料振込、暗証番号聞き取り等を求めることはありません。自宅や職場に不審な電話・メール等があった場合は、最寄りの警察署にご連絡ください。

生活関連施設等のみなさまへ  
感染予防対策強化を  
支援します。